

剰余金の配当に関する基準日設定公告

2023 年 1 月 6 日

株主各位

当社は 2023 年 1 月 23 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、剰余金の配当を受けることが出来る権利者と定めましたので公告いたします。

大阪市北区大深町 3 番 1 号
グランフロント大阪タワーB13 階
SBI 日本少額短期保険株式会社
代表取締役社長 井上 久也